

組合員の皆さまへ

建設連合国民健康保険組合には 傷病手当金の制度があります。

傷病手当金は、組合員が病気やけがで3日以上入院をして仕事を休み、賃金が支給されない場合、申請により支給されます。

●支給金額

入院1日につき5,000円

●支給対象期間

入院した期間（同一疾病につき通算40日まで）

●手続きの方法

「国民健康保険傷病手当金支給申請書（医師の証明が必要）」を記入し、所属の支部にて申請をしてください。

※けがの場合は、「負傷（傷病）原因報告書」が別途必要です。

新型コロナウイルス感染症に係る取扱い

組合員が当該感染症に感染し、入院はしないが医師や保健所等の指示で自宅又は宿泊施設において療養を行うために仕事ができず、賃金が支給されない場合、その間、入院をしたものとみなし、傷病手当金の支給対象といたします。（医師や保健所等の証明が必要）

本取扱いの対象期間は、令和2年8月1日から令和4年3月31日までを目途として取り扱うこととします。

ただし、状況により、期間の延長等を行うことがあります。

詳しくは、所属の支部へお問い合わせください。

裏面もご確認ください。